



第11回 戸籍謄本の見方①



先般亡くなった父の遺産について、遺産分割協議も終わり、私が父の預金を引き継ぐことになりました。その払戻手続きには「戸籍謄本」が必要だと聞きましたが、なぜですか。また、戸籍に関してどんな書類を用意すればよいですか。

相続・贈与の 手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

本

連載も残り2回となりますが、今回と最終回では「戸籍謄本」を取り上げます。

相続預金の名義変更手続きでは、遺産分割協議書や相続届に署名・押印する相続人に漏れがないかを確認するために、被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本、および相続人の戸籍謄本を入手する必要があります。相続人が1人でも欠けた状態で作成された遺産分割協議書は無効になりますので、注意が必要です。

住所を変更しても 本籍地には影響なし

〈戸籍とは何か〉

戸籍とは、戸と呼ばれる家族単位で国民を登録する制度で、出生・氏名・婚姻・子・養子縁組等

の個人関係を明確にし、婚姻・離婚の届出や相続人の確定手続きにおいて基礎となるものです。

日本では戸籍のほかに国民を登録する制度として住民登録（住民票）があり、国民健康保険や国民年金等の行政サービスは主に住民票を基礎としています。

住所を変更するときには住民票の住所を変更しますが、住民票と戸籍は別の制度なので住所が変わっても本籍地は変わりませんし、戸籍には住所を記載する箇所はありません。

〈戸籍制度で発行される書類〉

戸籍に関する書類は、本籍地のある市区町村でしか発行されません。この戸籍制度で発行される書類で、相続預金の払戻しに必要なものは次のとおりです。

①戸籍謄本

謄本とは原本の写しという意味で、戸籍謄本は、その戸籍全部が記載された書類を指します。戸籍がコンピュータ化されている市区町村においては、戸籍謄本といわずに「戸籍全部事項証明書」といいます。

サンプル1 除籍謄本

除籍		全部事項証明
本籍 氏名	東京都中野区東中野4321番地 近代 太郎	
戸籍事項 戸籍編製	【改製日】平成16年3月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍削除	【消除日】平成26年12月20日	
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和14年2月3日 【配偶者区分】夫 【父】近代 肇 【母】近代 元美 【続柄】長男	
身分事項		
死亡	【死亡日】平成26年7月1日 【死亡時分】午前8時30分 【死亡地】東京都渋谷区 【届出日】平成26年7月3日 【届出人】妻 近代花子	
戸籍に記載されている者 除籍	【名】花子 【生年月日】昭和20年5月20日 【配偶者区分】妻 【父】山田万里男 【母】山田トラ 【続柄】長女	
身分事項		
配偶者の死亡 死亡	【配偶者の死亡日】平成26年7月1日 【死亡日】平成26年12月18日 【死亡時分】午前9時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成26年12月20日 【届出人】親族 山田梅子	
以下余白		

これは、除籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。
平成26年12月23日

東京都中野区長 野中 東 公印

戸籍削除の記載

戸籍に属する人すべてが「除籍」となっている

② 改製原戸籍謄本

戸籍の様式は、法律の改正により変わる場合があります。その変わる前の戸籍を改製原戸籍（「かいせいげんこせき」、または「かいせいはいらこせき」と呼び、改製原戸籍の記録は改製日で止まります。それ以降の記録は、改製後の新しい戸籍に載ることになります。

最近の戸籍法の改正は次のとおりです。

・昭和23年の改正……従来、戸籍は家単位で編成されていたが、こ

の法改正により、婚姻した子が戸籍の筆頭者となる新しい戸籍が作製（戸籍の2世代記載）されることになった

・平成6年の改正……手書きの戸籍がコンピュータ文書化された。

これにより、戸籍謄本の正式名称が「戸籍全部事項証明書」となり、戸籍抄本が「戸籍個人事項証明書」と改められた

改正により新戸籍を編製する場合は、そのときに戸籍に在籍する人のみを新編製する戸籍に移し替えるため、結婚、死亡、養子縁組

などによって除籍された人は新しい戸籍に移し替えられません。

そのため、相続人の調査をする場合は、改製原戸籍と改製後の戸籍を両方調べる必要があります。

③ 除籍謄本

戸籍に記載された人全員が、婚姻や死亡などによりその戸籍から存在しなくなり、除籍簿に移された戸籍のことをいいます。

被相続人が最後の戸籍登録者であった場合には、被相続人の最後の戸籍を証明する書類が除籍謄本となります（サンプル1）。

戸籍は一般的に夫婦と子で構成される

〈戸籍の構成〉

ではコンピュータ化された現在の戸籍について、サンプル2を使って説明しましょう。

① 本籍（地）

戸籍の最上位に表記されるのは、本籍（＝本籍地）です。前述したように本籍地は現住所とは限らず、あくまで戸籍が管理されている場所のことです。

②（筆頭者の）氏名

続いて氏名が表記されますが、戸籍の一番最初に記載されている人を、戸籍の「筆頭者」と呼びます。戸籍は、一般的に夫婦と子の2世代で構成されています。

子が婚姻すると親の戸籍から抜け、夫婦で新しい戸籍を作ることになります。夫の氏を選んで婚姻すれば夫が筆頭者に、妻の氏を選んで婚姻すれば妻が筆頭者になります。

なお、戸籍の筆頭者が死亡しても、その戸籍に記載された人全員が除籍されない限り、死亡後も戸

サンプル2 戸籍全部事項証明書

<p>全部事項証明</p> <p>本籍名 ① 東京都中野区東中野4-3-1番地</p> <p>氏名 ② 近代 太郎</p>		<p>戸籍の筆頭者</p> <p>戸籍に記載されている者 ④</p> <p>戸籍が作製された日と理由が記載</p>	<p>戸籍に記載されている者</p> <p>④</p> <p>【名】花子</p> <p>【生年月日】昭和20年5月20日 【配偶者区分】妻</p> <p>【父】山田万里男</p> <p>【母】山田トラ</p> <p>【続柄】長女</p>
<p>戸籍事項</p> <p>戸籍編製 ③</p> <p>【改製日】平成16年3月15日</p> <p>【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製</p>		<p>戸籍記載者の順番は、筆頭者、配偶者、子の順</p> <p>死亡による除籍</p>	<p>身分事項</p> <p>出生</p> <p>【出生日】昭和20年5月20日</p> <p>【出生地】富山県富山市</p> <p>【届出日】昭和20年5月21日</p> <p>【届出人】父</p>
<p>戸籍に記載されている者</p> <p>④</p> <p>【名】太郎</p> <p>【生年月日】昭和14年2月3日 【配偶者区分】夫</p> <p>【父】近代 肇</p> <p>【母】近代 元美</p> <p>【続柄】長男</p>		<p>死亡による除籍</p> <p>続柄の記載が二男とあるため、改製前の戸籍に長男等が存在するものと思われる</p>	<p>婚姻</p> <p>【婚姻日】昭和38年1月23日</p> <p>【配偶者氏名】近代花子</p> <p>【従前戸籍】埼玉県富士市相生町987番地 山田万里男</p>
<p>除籍</p> <p>④</p> <p>【死亡日】平成26年7月1日</p> <p>【死亡時分】午前8時30分</p> <p>【死亡地】東京都渋谷区</p> <p>【届出日】平成26年7月3日</p> <p>【届出人】妻 近代花子</p>		<p>戸籍作成日から交付日までの内容が記載される</p>	<p>戸籍に記載されている者</p> <p>④</p> <p>【名】二郎</p> <p>【生年月日】昭和50年4月4日</p> <p>【父】近代太郎</p> <p>【母】近代花子</p> <p>【続柄】二男</p>
<p>身分事項</p> <p>出生</p> <p>【出生日】昭和14年2月3日</p> <p>【出生地】東京都北区</p> <p>【届出日】昭和14年2月4日</p> <p>【届出人】父</p>			<p>身分事項</p> <p>出生</p> <p>【出生日】昭和50年4月4日</p> <p>【出生地】東京都中野区</p> <p>【届出日】昭和50年4月5日</p> <p>【届出人】父</p>
<p>婚姻</p> <p>【婚姻日】昭和38年1月23日</p> <p>【配偶者氏名】山田花子</p> <p>【従前戸籍】埼玉県富士市相生町987番地 山田万里男</p>			<p>以下余白</p>
<p>死亡</p> <p>【死亡日】平成26年7月1日</p> <p>【死亡時分】午前8時30分</p> <p>【死亡地】東京都渋谷区</p> <p>【届出日】平成26年7月3日</p> <p>【届出人】妻 近代花子</p>			

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成26年12月7日 ⑤ 東京都中野区長 野中 東 公印

今回のポイント



・相続人を確定するために被相続人の戸籍謄本、および相続人の戸籍謄本を提出してもらう

・最新の戸籍にすべての相続人が記載されているとは限らない。そのため改製原戸籍等も必要に

▼今回は3月15日号に掲載いたします。

籍筆頭者であり続けます。

③ 戸籍事項・戸籍編製

この戸籍がいつ、どのような理由で作製されたかが判断できません。サンプル2では平成6年の戸籍法改正（コンピュータ文書化）により平成16年3月15日に作製されたと読み取ることができません。

④ 戸籍に記載されている者

まず最初に戸籍の筆頭者について名前、生年月日、親、続柄の基礎情報と、出生や婚姻、死亡などの身分事項が記載されます。

次に、大半の場合、配偶者に関する事項が記載されます。婚姻を原因として新しい戸籍が作製されることが多いからです。

子が生まれれば、子に関する事項が順次記載されます。サンプル

2では最初に二郎とあり、その身分事項は二男とありますから、平成16年3月15日の戸籍改製前の、改製原戸籍に長男等の子の記録があると考えられます。

そして「戸籍に記載されている者」の項目欄に「除籍」と記載される場合があります。これは、死亡や婚姻により戸籍から除外された場合に記載されます。

⑤ 戸籍の証明日

交付日における市区町村に登録されている戸籍の内容を写し取ったものが、戸籍謄本（あるいは戸籍全部事項証明書）です。戸籍の作製日からその交付日までの戸籍の内容が記載されます。

今回は相続預金払戻し時のチェックポイントを解説します。

クイズを解いて税制の仕組みをしっかりとチェック！

「相続税」への理解度を まずは確認しておこう

監修 ▼ 八木 正宣

株式会社SBL
税理士

相続税について、きちんと理解できているでしょうか。まずはここで基本的なクイズを出題しますので、皆さんの知識を再確認してみてください。

第1問 — 相続税の納税

▶ 相続税とはいったいどんな税金でだれが負担しますか。下記ア～ウの中から適切なものを選んでください。



- ア 相続人のうち最も多額の財産を相続する1人が、被相続人の財産に応じて負担する税金
- イ 被相続人死亡時の財産に応じて、被相続人が最後に支払う税金
- ウ 被相続人から受け継いだ財産に応じて、各相続人が負担する税金

まずは第1問、相続税とは何かを答える問題です。これは簡単ですね。

相続税とは、亡くなった人

に
応じた金額を税務署に申告して相続税を支払うことになりま

す。この納税資金の原資は、被相

(被相続人) が持っていた財産を受け継いだ人(相続人)が、その受け継いだ財産の額に応じて支払う税金です。相続税を支払う人はあくまでも相続人です。被相続人ではありません。相続人は相続した財産の額

※現金納付が原則

相続税を支払う義務があるのは、被相続人の財産を受け継いだ相続人です。「相続人は複数いるものの、長男が遺産を全部受け取ったので長男が相続税を支払った」というケースはあり

ますが、「長男と次男がそれぞれ遺産を受け取ったが、長男が相続税を全額支払った」ということは認められません。代表者のみが支払うものではなく、財産を相続した相続人は各々が原則として相続税を納める義務があります。納付方法も現金納付が原則となっていますから、相続人は相続税納税用の現金を準備する必要があります(モノで納める物納が認められることもある)。

ちなみに、相続税の税率は、被相続人の遺産額を元に決まるのではなく、基礎控除額等を控除したうえで、法定相続人が法定相続分どおりに遺産を受け取ったと仮定した場合の額で決まります。

被相続人の遺産が1億円あるからといって、必ずしも1億円を元に税率が決まるわけではないということにも注意しましょう。この点は、第4問や12ページで解説します。

以上から、**第1問の正解はウ**となります。

第2問 課税対象財産

▶相続税はどんな財産にかかりその財産はどう評価されますか。下記ア～ウの中から適切なものを選んでください。



- ア 不動産や金融資産など所定の財産にかかり、財産ごとに評価方法が異なる
- イ 被相続人が購入したものはすべて対象となり、購入金額が相続税評価額となる
- ウ 相続人が価値がある・ないを判断して、価値があると判断した財産に相続税がかかる

未払金が残っていたりすれば、それらはマイナスの財産として遺産総額から差し引くことが可能です。死亡後に支出される葬祭費用等も差し引くことができます。

相

相続人が取得した相続財産すべてを対象としていた

ら、相続税の計算は非常に面倒になってしまいます。そこで相続税法では、①現預金、②株式や国債、公社債、投資信託等、③ゴルフ会員権、④土地、建物、⑤死亡退職金や生命保険金、⑥事業用資産や一部の家庭用資産、⑦相続人に対し相続開始前3年以内に贈与した財産などが相続税の対象とされています。

※マイナスの財産もある

一方で、被相続人が借金を抱えていたり、まだ払っていない

次に相続財産がいくらで評価されるのかを考えていきます。

現金や預貯金はそのままの金額が相続財産評価額となりますが、個人向け国債や上場株式などは額面ではなく、所定の評価方法があります。

不動産については、土地は原則として路線価、建物は固定資産税評価額で評価します。これらは一般的に時価の6～7割程度となり、取得金額とは異なるケースが多いといえます。

このように、財産ごとに評価方法が異なることに注意しましょう。以上から、**第2問の正解はア**となります。

第3問 基礎控除額

▶相続税を納めなければならないのはどのような場合ですか。下記ア～ウの中から適切なものを選んでください。



- ア 相続が発生した相続人は、1円でもよいので必ず相続税を払わなければならない
- イ 課税価格が基礎控除額を上回った場合に、相続人にかかることになる
- ウ 被相続人が1億円以上の財産を保有している場合、その相続人にかかる

りません。この基礎控除は課税価格の圧縮にもつながります。お客様が1億円の財産を持っているとしましょう。1億円あれば多額の相続税を支払わなければならぬと考えがちですが、法定相続人が5人いるとすれば「1億円÷6000万円＝4000万円」。さらに相続税は、この4000万円を5人で法定相続分どおりに分けたと仮定して計算しますから、その分適用される税率も下がり、相続税額はそれほど多額にはならないといえるでしょう。

相

相続の対象となる財産の相続税評価額を算出し、

(マイナスの財産等も含めて) それらを合計したものが課税価格となります。この課税価格が「相続税の基礎控除(3000万円+600万円×法定相続人の数)」の範囲内に収まる場合は、相続税を支払う必要はありません。

※課税価格を圧縮

例えば、法定相続人が妻と子供2人の計3人の場合、基礎控除は4800万円となります。仮にお客様の課税価格が4000万円であれば、相続税はかか

りません。以上から、**第3問の正解はイ**となります。

が、相続税は「法定相続人が法定相続分どおりに遺産を相続したと仮定して計算する」ことがポイントです。このケースでは、まず1億円を兄弟が法定相続分どおり(2分の1ずつ)5000万円ずつ相続したとして

3000万円遺産を相続したら兄は1120万円、弟は480万円、相続税を負担します。以上から、**第4問の正解は①**ということになります。

第4問で見た「兄が1億円を相続するケース」を考えてみましょう。ここで両親が生前に4

000万円を兄に贈与して、相続財産を6000万円に減らしていたとしましょう。この場合、相続税額は兄弟それぞれで「3000万円×15%」50万円、400万円、合計で800万円になります。生前贈与で相続財産を減らせば、相続税も減らすことができます。ただし、第2問でも触れたとおり、相続が発生する3年前に行われた相続人への贈与財産は相続税の対象になります。このことから贈与は、早い段階から計画的に行っていくことが何より求められます。また「遺言」は遺産をだれに渡すかを指定する方法の1つであり、これは相続税対策ではなく、「争族対策」になるといわれています。以上から、**第5問の正解は②**となります。

第4問 相続税の計算

▶各相続人が負担する相続税の計算はどのように行いますか。下記ア～ウの中から適切なものを選んでください。



- ア 各相続人が実際に相続した資産額に相続税率を適用して計算する
- イ まず法定相続分に応じて相続したと見なして税額を計算し、それを実際の相続割合で按分する
- ウ 1人が遺産全部を相続したと見なして税額を計算し、それを実際の相続割合で按分する

相続税を計算します(計算方法は12ページ)。それぞれ「5000万円×20%」2000万円、800万円(2人で計1600万円)の相続税がかかることとなります。

相

相続は相続した財産が多ければ多いほど税額も増えるのですが、その計算式は少し複雑です。

例えば、相続人が兄と弟の2人で、基礎控除額を差し引いた課税遺産総額1億円を兄が全額相続するケースを考えてみましょう。

※相続割合に応じて負担

もつとも、弟は遺産を相続していないのですから、相続税を支払う必要はありません。兄が1億円全額を相続しているため、兄が1600万円の相続税を支払います。このように、法定相続分で計算した相続税額を実際の相続割合に応じて相続人が分担するのです。

こ

第5問 相続税対策

▶被相続人が生前に行う相続税対策にはどんなものがありますか。下記ア～ウの中から適切なものを選んでください。



- ア 「遺言」を書いて遺産分割方法を指定することで相続税対策となる
- イ 被相続人が亡くなる直前に「生前贈与」を行えば必ず相続税額を圧縮することができる
- ウ 計画的に「生前贈与」を行うことで相続税額を圧縮することができる

000万円を兄に贈与して、相続財産を6000万円に減らしていたとしましょう。この場合、相続税額は兄弟それぞれで「3000万円×15%」50万円、400万円、合計で800万円になります。生前贈与で相続財産を減らせば、相続税も減らすことができます。ただし、第2問でも触れたとおり、相続が発生する3年前に行われた相続人への贈与財産は相続税の対象になります。このことから贈与は、早い段階から計画的に行っていくことが何より求められます。また「遺言」は遺産をだれに渡すかを指定する方法の1つであり、これは相続税対策ではなく、「争族対策」になるといわれています。以上から、**第5問の正解は②**となります。

相続税計算の流れと改正前後の違いを押さえよう

相続税額の計算の基本とともに、改正のポイントについて図解を用いて解説します。

①②⑥ 佐藤 正明 税理士・社会保険労務士
③～⑤ 藤本 壱 ファイナンシャル・プランナー

1 相続税の計算方法



相 相続の計算の流れは図解のとおりです。「課税される財産の額（課税価格の合計額）」

合計数字が相続税の総額です。

※各人の個別の事情も反映

を求め、基礎控除額を差し引き

⑤各人が負担する税額

「課税される遺産の総額（課税遺産総額）」を求めます。これを各

④を各相続人が実際に取得した財産の割合で按分します。

相続人が法定相続分に応じ取得した

⑥個別の事情の反映

ものとして「相続税の総額」を求めます。

⑤に⑦⑧の個別の事情を反映し、各人の納付税額を求めます。

以下では図解に沿って解説を進めます。

①遺産総額

遺産の総額を計算します。

②課税価格の合計額

遺産総額から債務等を差し引き、課税価格の合計額を計算します。

③課税遺産総額

②から基礎控除額を差し引くと課税遺産総額が計算できます。

④相続税の総額

各人が法定相続分に従って相続したものと、速算表を用いて各人の相続税額を求めます。この

⑦暦年贈与による贈与税額控除
相続開始前3年以内の贈与財産

を加算した場合は、それに対応する、過去に納付した贈与税額を控除できます。

①未成年者控除

相続人が20歳未満の場合に適用されます。控除額は10万円×(20歳－相続開始時の年齢－1年未満切捨て)です。

④障害者控除

相続人が障害者である場合に適用されます。控除額は10万円(特別障害者は20万円)×(85歳－相続開始時の年齢－1年未満切捨て)です。

⑦相次相続控除

当該相続開始前10年以内に発生した相続で被相続人が財産を取得し、相続税を納付していた場合は一定額が控除されます。

⑧外国税額控除

被相続人の海外における財産について、相続税に相当する税金を海外で課された場合は一定額が控除されます。

②相続時精算課税制度

本制度で贈与された財産について、贈与税を納付している場合はその税額を控除します。